

群馬県知事 大澤正明 様
群馬県教育長 笠原寛 様

2017年11月27日
日本共産党群馬県委員会
委員長 小菅啓司
日本共産党県議団
伊藤祐司
酒井宏明

群馬県政への要望及び提言

【はじめに】

日頃の県政執行に敬意を評します。

先の総選挙で、民意をゆがめる小選挙区制と、自民党の補完勢力による野党共闘の分断という逆流によって与党が3分の2の議席を占めました。この「虚構の多数」によって、選挙が終わった途端に「全世代直撃」の社会保障の負担増が明らかになっています。さらに、憲法改悪や消費税増税もねらわれています。

群馬県の状況に目を転じると、県債残高はついに1兆2千億円を突破、県の積立基金は平成元年以降最少となりました。さらに財政健全化の指標である実質公債費比率は6年前の全国3位から17位に、将来負担比率は同じく8位から13位へといずれも後退しました。一方で、土木関連経費が歳出全体の12.6%を占め、関東近県6県の中でもっとも割合が高くなるなど、大型開発優先の県政運営が財政を硬直化させ、県民生活を圧迫しています。

県民生活は深刻さを増しています。貧困と格差がいつそう拡大し、倒産、失業、リストラ、病気、親や家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥ってもおかしくない状況となっています。

このような情勢のもとで、住民のいのちとくらしを守る地方自治体の役割を発揮するのは並大抵のことではありません。群馬県政が、憲法が規定する地方自治の精神にあらためて立ち返り、国の悪政から県民を守る防波堤となることを強く望みます。

私たちはこの間、多くの団体や個人と懇談・交流し、県政についての要望・意見を聴取しました。県政の執行に当たって、これらの要望・意見を積極的に取り入れていただくよう要請いたします。

—要望事項—

【重点要望】

1. 安倍政権は、安保法制＝戦争法や秘密保護法、共謀罪法と、違憲立法の強行を繰り返し、「戦争する国」づくりをおしすすめている。憲法9条をはじめとした憲法の平和的民主的条項の改悪に知事として反対の立場を表明すること。憲法擁護義務のある知事が、改憲を容認する発言をしたことは重大な問題である。発言を撤回し、全ての条項を守る立場をとること。
2. 県財政は、大型公共事業優先ではなく社会保障や教育中心の施策へと振り向けること。
3. 学校給食は、「食育」として教育の一環となっている。子どもの貧困化が深刻になるなかで、子育て支援、少子化対策としても給食費の無料化は有効である。2017年度は20市町村がなんらかの補助を実施し、そのうち8市町村が完全無料化を実現している。憲法26条は「義務教育は無償」とうたっている。市町村と協力して給食費の無料化に取り組むこと。
4. 大同特殊鋼株式会社渋川工場から排出された有害鉄鋼スラグの問題では、県の環境行政の怠慢が次々と浮き彫りになった。渋川市内の産業廃棄物最終処理施設では、深刻な地下水汚染も明らかになった。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にもとづく執行権を持つ県環境部が、処理についての方針を示し、原因者による全量撤去・原状回復への毅然とした態度を示すこと。八ツ場ダム你的生活再建地等、各所に放置されているスラグについて、全面的に調査し、撤去するよう指導すること。
5. 群馬県は「さくらわかばプラン」で少人数学級の全国の先進だったが、いまや全国でも独自に30人学級化をはかる県も出るなど取り組みが強まり、もはや「先進」とは言えない状況である。いじめ問題など、子どもをめぐる状況は依然として深刻であり、中学では、わかばプランが切れる「中2ギャップ」も指摘されている。また、教職員多忙化解消には、正規の教職員を増やすことが決め手となる。臨時教員の正規化ともあわせて小学5・6年、中学2・3年の35人以下学級を早期に実現し、全学年の30人以下学級をめざすこと。
6. 公的医療費削減をねらった「国保広域化・都道府県単位化」は、これまで市町村が独自に実施してきた財政措置などの努力を帳消しにし、住民の税負担のいっそうの増大や、市町村による過度な徴税強化につながる危険が大きい。住民の負担を軽減しようとする市町村の取り組みを妨げず、県としても負担軽減の施策を講じること。一律に資格証を発行しないよう市町村を指導すること。政府に対して国庫支出金をただちに増額するよう強く働きかけること。当該年度の国庫支出金を年度当初に市町村に支給するよう求めるとともに、国保に傷病手当および出産手当を創設するよう国に求めること。
7. 柏崎刈羽原発について、群馬県内でも原発再稼働反対の声が多数である。同原発の危

険を直視し、再稼働中止及び廃炉を国と東電に働き掛けること。

合わせて東海第二原発の再稼働に反対の立場をとること。原発再稼働や原発の輸出を行わないよう政府に申し入れること。

8. 今年7月、国連において核兵器禁止条約が圧倒的多数をもって成立した。核兵器廃絶平和宣言県として、唯一の戦争被爆国である日本が条約に参加するよう、政府に働きかけること。知事は、平和宣言県の趣旨をいかし、広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）に署名すること。
9. 高崎競馬場跡地への群馬コンベンションセンター計画は、雇用創出や集客について根拠も示せず、建設費高騰が明らかなオリンピック前の建設についても、県民の理解は得られていないどころか認知さえすすんでいない。住宅地である周辺の環境問題もあり、このまま巨大な施設を建設することは将来に重大な禍根を残すことになる。建設費が高騰する時期の建設は中止するとともに、計画を見直すこと。
10. 今年3月、陸上自衛隊相馬原演習場に米空軍 CV22 オスプレイが飛来し、日米共同訓練を強行した。地元自治体等に事前通告もなく市街地上空で訓練するなど、県民の不安や反対、自治体の懸念を無視した運行が行われた。オスプレイは墜落事故を繰り返し、政府の「安全」説明に根拠がないことも明らかになっている。国民・県民の命と生活を脅かす同機の、米空軍横田への配備撤回、訓練中止を米軍と日本政府に強く要請すること。群馬上空での米軍戦闘機の戦闘訓練や輸送機の低空飛行訓練について、米軍と日本政府に中止を求めること。保管している騒音測定器を爆音被害の大きい地域に設置するとともに、測定器を増やして監視体制を強化し、情報を公開すること。

【医療・福祉】

1. 特別養護老人ホームの入所にあたって、要介護1・2の利用者が不当に排除されないよう指導すること。
2. 要支援者の介護予防給付が市町村の「地域包括ケア推進事業」に移行した場合、実態を調査し地域間格差が生じないよう県として市町村を支援すること。またそのことを「群馬県高齢者福祉計画」に明確に位置づけること。
地域包括ケアが要支援者の介護予防を進めるカギとなっているが、現状を見ると、必要な経費と人員が不足している。ボランティア任せではなく、県として必要な措置を講じること。
3. 介護の質についての苦情受付の窓口を、県として明確に設けること。
4. 低所得者を受け入れる施設やサービスは不十分である。公費助成を拡大して、国民年金程度の低所得者でも入所やサービスが受けられる介護体制を充実すること。
5. 保険調剤薬局での無料低額診療が行えるよう市町村とともに検討し実施すること。
6. 「地域医療構想」が策定されたが、機械的な病床削減等で県民の受療権が奪われないようにすること。診療報酬の引き下げを行わないよう国に求めること。
7. 介護事業への営利会社の参入が増えるもとで、給与遅配、未払いなどの雇用関係のトラブルから離職者があとをたたず、介護の質が安定しない施設も多い。介護の質の側面から、施設ごとの職員の雇用状況を調査し指導に生かすこと。介護報酬額の大幅引き上げを政府に求めるとともに、介護職員の待遇改善を独自の課題として行うこと。
8. 後期高齢者医療制度の特例措置を維持すること。70歳以上の医療費を無料にするよう政府に働きかけること。また、県としての先行実施も検討すること。
9. 高齢者人口の増加、地域の商店街の衰退のもとで、交通弱者、買い物難民が急増している。従来の路線バスや乗合タクシーなどへの助成に加え、デマンドバス・タクシーなど様々な形態の公共の足確保を市町村とともに検討、実施すること。そのための必要な支援を行うこと。
10. 生活困窮者は、雇用、借金、納税、健康、介護、教育など様々な問題を抱えていることが多い。市町村と協力して、これらの困難をワンストップで受け止め、解決策を見出す相談窓口を設置すること。
11. 生活保護水準の引き下げ方針を撤回するよう国に働きかけること。水際作戦をやめ、保護申請は無条件で受理して審査すること。公共交通が不便な群馬において、自動車の保持は自立のための必需品である。自動車の保持を認めること。窓口に警察官OBを配置しないこと。
12. 生活保護世帯の賃貸住宅（公営・民間）退去時の原状回復費用と、県営住宅の入居保証金・共益費について、県独自で扶助費を設けること。
13. 子どもの医療費無料化を高校卒業まで拡大すること。自治体の福祉医療に対するペナルティーを完全に撤回するよう政府に強く求めること。

14. 子どもの貧困対策を強化すること。無料学習塾や子ども食堂などへの助成や情報提供をさらに強めること。
15. 保育現場に差別と分断を持ち込む月給加算（7年以上・月4万円、3年以上・月5万円）でなく、すべての保育士の賃金を大幅アップさせるために、県独自で助成すること。
16. 2010年度に廃止した障害児保育への県独自加算を復活すること。
17. 第3子以降の3歳未満児の保育料完全無料化のかげで、これまで行ってきた3歳未満児1人あたりに対する保育料軽減補助を廃止したことは重大な福祉の後退であり、復活すること。
18. 「放課後子ども総合プラン」に係る市町村の条例・行動計画策定を支援すること。生活空間としての保育場所の確保や、指導員の待遇改善を図ること。「学童保育支援員等処遇改善等事業」について、市町村に周知を徹底し参加を促すこと。
19. 群馬県社会福祉協議会の委託を受けて市町村社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金について、実際には貸し付けられない場合が多い。制度創設の目的にそった十分な活用が行われるよう県社会福祉協議会を指導すること。
20. 精神障害者の福祉医療対象を2級まで広げること。在宅療養者支援のため、医療福祉の専門職員の訪問体制を確立すること。JR等の交通機関利用割引制度を他の障害者と同じに適用するよう、国等に働きかけること。
21. 誰でも引きこもりになる可能性がある。本人や家族の責任にせず社会全体で対応するよう、各地に相談所やおしゃべりクラブなどをつくること。
22. 栗生楽泉園の重監房資料館が役割をしっかりと果たせるよう、県として入所者自治会とも協力し、援助すること。国の強制隔離政策やそれを推し進めた「無らい県運動」について、「群馬県ハンセン病行政資料調査報告書」を活用して歴史的事実の普及、啓発に努めること。入所者の名前を刻んだ「人権の礎」の建立について、国や市民団体とよく協議し、実現にむけて積極的に取り組むこと。
23. B型C型肝炎患者の救済へ、すべての肝炎患者に補償金と治療費を支払う仕組みをつくるよう政府に働きかけること。
24. 「緊急医師確保修学資金」および「県医学生修学資金貸与制度」「医師確保修学研修資金貸与制度」の返還免除対象医療機関を拡大すること。同じく「看護師等修学資金貸与制度」の返還免除対象医療機関の拡大を図ること。
25. 2017年度にスタートした「新専門医制度」について、関係機関と連携して情報を発信すること。

【教育】

1. お金の心配をせずに子どもたちが安心して学べるよう教育費の無償化をすすめ、貧困

と格差が広がるなか学校教育に係る保護者負担の軽減を図ること。

2. 複式学級を解消すること。高等学校の学級定員は普通科・総合科は30人、職業科は25人、定時制は20人とすること。財務省による少人数学級無用論に厳しく反撃すること。
3. 義務教育費国庫負担金を2分の1に戻すよう国に求めること。
4. 定数内は全て正規の教職員を配置すること。とりわけ地公臨の教職員が多い現状を集中的に改善すること。専科教員の大幅な増員を行うこと。
5. 非常勤講師の労働条件を常勤職員に準ずるものにする。すべての臨時教員の身分保障を行うこと。臨時教職員の賃金上限枠や休暇付与制限などを撤廃し、正規の教職員と同等の労働条件を保障すること。
6. 障害児学校教職員定数の抜本的な改善を行うこと。現法定数をすみやかに正規の教職員で充足すること。
7. 人事評価制度を廃止すること。当面、評価結果を賃金にリンクさせないこと。
8. 教員免許更新制度を廃止するよう国に要請すること。
9. 教職員は長時間・過密労働により疲労を蓄積し、ストレスを増大させ過労死とも思われる現職死も出てきている。こうした現状を解消し、教職員がゆとりをもって教育にあたれるよう具体的対策をとること。多忙化解消に向けた協議会に教職員組合の代表を加えること。
10. 国が国民に特定の価値観を押し付ける道德教育の教科化は撤回し、憲法の理念に沿った市民道徳をはぐくむ教育をすすめるよう国に求めること。
11. 18歳選挙権を、高校生の政治意識の向上に結びつけること。高校生の表現する自由や政治活動の自由を最大限保障するとともに、教職員や生徒、専門家などを交えたシンポジウム等多角的に考える場を設けること。「政治的中立」の名で教員の正当な政治活動を押しさえつけないこと。
12. 子どもを競争に追い込む「全国一斉学力テスト」に参加しないこと。
13. 防災の基礎科学である「地学」をすべての高校生が履修できるよう、専門教員を増員すること。
14. 中学生の自衛隊での「職場体験」は、武器を扱う特殊な職場であることや、生徒の学習・発達段階に照らしてもそぐわない。自衛隊にとっては露骨な勧誘の場となっている。自衛隊での実施は中止すること。
15. 高校生・大学生に対する給付制奨学金を復活すること。返済不要の「給付制奨学金制度」の創設を国に求めること。
16. 学校給食の自校方式を促進すること。学校給食への国産・地場産食材の使用を増やすこと。
17. 定時制高校を存続させること。定時制高校の夜食を充実すること。
18. 各種集会などへの教職員の派遣要請など、外部団体などによる「人権教育」に名を借

りた不当な教育介入を認めないこと。

19. 部活動の指導や試合の審判において受傷した場合、公務災害と認定されるよう、制度の改善を図ること。また、不認定の場合は自己負担等当該職員に不利益が生じないようにすること。
20. 平日の勤務時間外、および週休日の部活動の位置づけを明確にすること。部活動による時間外勤務が解消する具体的な対策をとること。
21. 県が困難校に全額県費で配置する生徒指導担当嘱託員について、警察官OBではない人を配置すること。
22. 朝鮮初中級学校への補助金を、従来通り条件を付さず支給すること。
23. 防災拠点、避難所ともなる学校施設の耐震化と、体育館の天井落下防止対策を早急に完了させること。

【労働】

1. 労働者派遣法は、派遣労働の期間制限をなくし「生涯ハケン」「正社員ゼロ」に道を開く改悪であり、労働者との矛盾は避けられない。県民の安定雇用を図る立場から、国に対し派遣法の抜本的改正を求めること。過労死・過労自殺を助長する「残業代ゼロ法案」を撤回するよう国に働きかけること。
2. 労働者全体に占めるパートや派遣など非正規雇用の割合が4割を超えている。労働者派遣法改悪など労働者の願いに逆行する規制緩和を止め、低すぎる最低賃金を大幅に引き上げるなど、正社員と非正規雇用の格差を是正する具体的施策を国に要請すること。
3. 最低賃金を全国一律・1000円以上に引き上げ、1500円をめざすよう労働局・厚生労働省に働きかけること。
4. 大企業の一時的なリストラ「合理化」を規制するための条例を制定し、下請け関連業者との合意および県・市町村との事前協議の義務付けなどを行うこと。
5. 民間企業に対し、正規雇用を拡大するよう経営者団体及び個別企業に働きかけること。
6. 企業誘致が地域経済にどのような影響を与えたか、きちんと検証すること。誘致のための補助金の肥大化をしないこと。
7. 県職員の20・9%が非正規職員となっている。少なくとも定数内は正規職員を配置するよう採用計画の見直しを進めること。そのうえで、恒常的な業務は正規職員配置を原則とし正規雇用を拡大すること。
8. 精神疾患増加の要因となっている過密労働や過重な超過勤務・サービス残業（賃金不払い残業）を解消し、年次有給休暇を完全取得するために、県の職員削減計画を撤回し職員増加を図ること。
9. 非正規職員の労働条件について、正規職員との均等待遇を図ること。当面、時間給1

000円未満で働く非正規職員をなくすこと。非常勤職員の休暇を正規職員と同等の制度とすること。労働者派遣法の改悪により公務職場においても派遣労働者への置き換えが危惧されるが、公務職場になじまない派遣労働の導入・拡大は行わないこと。

10. 住民サービスの低下や臨時・非常勤職員の処遇悪化につながるおそれのある「窓口業務の民間委託」や「会計年度任用制度」は導入しないこと。
11. 県は一部の臨時職員を3年で雇い止めにしているが、何の法的根拠もなく労働者の働く権利を蹂躪するものであり、直ちにやめること。臨時職員や嘱託職員の時間外労働を認めないため、手当を支給しないという事態が発生している。実態を把握して、労働基準法通りの時間外手当を支給すること。
12. 公務・民間賃金の地域間格差を拡大・固定化させる「給与制度の総合的見直し」について、県職員・教職員の給与制度には持ち込まないこと。現行の地域手当を廃止し、「地域手当制度」導入により削減された本給水準を回復すること。
13. 県が発注・委託する業務（指定管理者制度を含む）に従事する労働者の適正な賃金および労働条件を保障すること。そのために、公正なルールを定めた「公契約条例」を制定すること。また、引き上げられた公共工事設計労務単価が公共工事に従事するすべての建設労働者の労務単価に反映されるよう、調査や行政指導を徹底すること。
14. 県有施設の運営管理は県が直接行うこと。やむを得ず指定管理者制度を導入する場合は、当該施設の利用者およびその従事者と十分な協議をすること。また、同制度が導入された場合には、従来から働いている労働者の雇用継続を大前提とするほか、指定管理機関の長期化、随意契約化、直営への見直しなどを行うこと。
15. 公共施設の企画から設計・仕様・建設などを民間企業にゆだねるPFI事業や、光熱水費の大幅削減を名目にしたESCO事業は、住民のための公共サービスへの公的責任を投げ捨て、行政がやるべき仕事を民間に丸投げするものである。利用者負担増、住民サービスの切り捨てにつながるおそれがある、PFI、ESCOの各事業を導入しないこと。
16. 県の職場においても労働者派遣法違反にあたる偽装請負が散見される。派遣会社に委託している職場の調査を行い、偽装請負に該当する職場については当該労働者を県職員として直接雇用するなど、違法状態を解消すること。また、民間での実態把握と違法状態の解消を企業に働きかけること。
17. 県内公的機関、民間企業の障害者雇用は、全国と比べても十分とはいえない状況にある。障害者雇用施策を改善し、充実を図ること。企業へのさらなる啓発に努めること。
18. 労働基準法や労働組合法など労働者の権利などを知らせるための「これから社会で働くために、知っておくべき7つのルール」を高校1年生から配布し、これを学ぶための授業を行うこと。市町村施設や県内のハローワーク、ジョブカフェ、勤労福祉センター、青少年会館などに配布し普及すること。
19. 青年の安定した雇用を確保するため、県の事業における雇用拡大を進めるとともに、

民間企業に対して青年の雇用拡大を働きかけること。県立職業訓練校の拡充など職業支援を強めること。

20. 青年層の雇用が深刻化するなか、ジョブカフェの役割がますます重要になっている。国の予算に左右されることなく機能の強化を図ること。
21. 労働者を使いつぶすブラック企業、ブラックバイトを規制する条例をつくること。
22. 県労働委員会や各種審査会委員については、連合の独占を改め公正な任命を行うこと。

【県土整備】

1. ハッ場ダム湖周辺の地質は脆弱であり、ダム湖への湛水で地滑りが誘発される可能性が高い。すでに一部では地滑りの兆候が表れている。40メートル近い異常な高盛土等、ボーリング調査も含めた詳細な現地調査を行うこと。また、大地震、浅間山・白根山大噴火の際の対策についても詳細な調査・シミュレーションを行うこと。
2. 西毛広域幹線道路や上信自動車道など不要不急の大規模道路建設は根本的に見直すこと。
3. 県営住宅のバリアフリー化、手すり・エレベーターの設置、老朽化対策を促進すること。高齢者・障害者用住宅を増設すること。特に老朽化が著しい県営住宅は、空き室も目立ち環境が悪化している。早急に改善、建て替えを行うこと。
4. 県営住宅の入居にあたり、入居予定者と同等以上の所得があれば、既入居者が保証人となることを認めること。
5. 堤防改修をはじめとした河川整備予算の増額を国に求めること。県管理の道路及び河川の環境整備を行うこと。
6. 県管理道路の側溝が当該地域の開発等による環境変化に対応していないため、大雨の際に人家や畑に浸水することがしばしば起こる。環境の変化に対応した側溝の拡幅等の整備を行うこと。

【農業・商工業・環境】

1. アメリカ抜きのTPP11はTPP12以上に農業がないがしろにされる危険性が高い。また、日米FTAではTPP以上の譲歩をさせられかねない。食糧自給率向上の立場に立ち、これ以上の農業破壊を許さぬためTPP11から離脱し、日米FTA交渉には参加しないよう政府に働きかけること。
2. 近年大雪や突風、降雹、豪雨など自然災害が頻発している。この間の雪害対策事業と同程度以上の助成制度を設けること。
3. 企業参入を促進する「農政改革」ではなく、家族経営を基本に大規模農家も応援する農業政策を促進すること。

4. 生産者米価の暴落を抑えるため、過剰米の市場隔離やミニマム・アクセス米の輸入停止などの対策をとるよう国に働きかけること。また、米の需要と価格の安定に国が責任を持つ政策の確立を求めること。農業者戸別所得補償制度を復活させること。
5. 大規模農道・林道・構造改善など農業土木偏重の予算を根本から見直し、家族農業を大切に、営農を直接支える価格・所得政策を強化すること。
6. 高温時にも品質の良いコメが収穫できるよう、品種改良に努めること。
7. 農民の生産・販売に大きな役割を果たしてきた、主要農産物種子法（種子法）が廃止された。県として、これまでの種子法に基づくとりくみを後退させないこと。種子生産農家の経営が存続できるよう、買い取り価格の底上げ等、対策を強化すること。
8. 多様な農業の担い手を育成するために、多品目総合産地づくりを中山間地農業の発展方向のひとつに位置づけ、すべての農家を対象に営農指導を実践すること。
9. 有害鳥獣よけの電気牧柵などの設置のための補助金を増額すること。補助条件を緩和すること。電気牧柵については、安全管理の指導と、保守管理のための下草刈機などの整備のための助成・支援をすること。また、緩衝地帯整備のための補助金を増額すること。ヤマビル被害について調査し、対策への研究を行うこと。
10. 福島第一原発事故が原因となり落ち込んだ、原木栽培シイタケの増産に向けた助成・支援策を強化すること。
11. 群馬の歴史産業である養蚕業および製糸業の振興を図ること。
12. 小規模企業振興基本法にもとづく基本計画について、中小業者の声を反映し、中小業者が自立できる環境づくりを軸に、地域で雇用を生み出し、資金が循環する地域経済実現に向けた進捗調査・検証を行うこと。「群馬県中小企業憲章」や「小規模企業振興条例」を生かし、中小業者への支援を具体化すること。
13. 政府に対し消費税10%への増税をきっぱりと中止するよう強く要請すること。
14. 大型店の身勝手な進出・撤退を規制し、商店街・中小小売店の営業を守るため、広域調整機能を持つ実効性のある「街づくり条例」を制定すること。中心街への定住促進などにより空洞化を防止し、街の再生を進めること。商店の後継者対策を強めること。
15. 一方的な工賃の切り下げや取引停止、違法な手形発行などを根絶するために、下請二法の遵守を徹底すること。関係機関と連携して下請け業者のための発注開拓、取引のあっせん、取引条件の適正化指導を強めること。
16. 県内の多くの自治体を実施している住宅リフォーム助成事業は、地域経済を活性化し市民生活の向上に大きく貢献している。県としても当該制度を創設すること。
17. 生産拠点の海外移転加速によって、モノづくり産業は深刻な影響を受け、経営危機が進行している。海外移転企業支援ではなく、県内中小業者支援を中心とした地域循環型の経済政策を進めること。また、企業誘致中心ではなく県内中小業者への支援策を講ずること。
18. 創業や起業に対する制度金融の創設をはじめ、既存制度を含めて利子補給、信用保証

料への補助策を講じ、地域経済を支える中小業者支援策を拡充すること。国による信用保証協会「特別小口」の部分保証化への動きに反対を表明すること。

19. 県制度融資については、返済猶予・借り換え・条件変更など中小企業金融の円滑化を図り、中小業者の資金繰りに対する最大限の支援を行うこと。
20. 所得税法第56条を廃止し、家族従事者の労賃を必要経費と認めるよう、国に求めること。
21. 再生可能エネルギーの名のもとに、赤城南麓への木質バイオマス発電施設や急傾斜地への太陽光パネル設置など、地産地消にならない大規模で危険な開発も行われている。乱開発につながらないよう国に規制を求めるとともに、県として条例を制定すること。
22. 産業廃棄物処理について、排出事業者の責任と負担をより厳正に指導するとともに、県外からの持ち込みについては事実上搬入できないよう厳しい事前協議制を確立すること。
23. 廃棄物関連施設やダム（砂防ダムを含む）など環境・生態系破壊のおそれのある事業については、その規模が適用基準に達していなくても積極的に条例アセスに準じた調査を行うこと。
24. 家庭ごみの有料化は本質的なごみ減量化につながらない。有料化しないよう市町村に働きかけること。

【原発事故と放射能汚染対策】

1. 福島第一原発事故の徹底した原因究明とともに、放射能汚染水の流出防止、原発の再稼働断念、プルサーマル計画の中止、再生可能エネルギーへの抜本的転換を国に強く働きかけること。
2. 自主避難者へのみなし仮設住宅への補助打ち切りが強行された。国と東京電力に補助を復活するよう要請するとともに、県独自で補助を行うこと。
3. 県内の放射能測定を継続して行うこと。特に学校、幼稚園・保育園、学童保育所、児童館などについてきめ細かく測定し、基準値を超える場合はすみやかに除染すること。
4. 太陽光パネル設置補助金を復活し、設置の拡大を図ること。東京電力に対し、買い取り拒否をしないよう要請すること。県として積極的に太陽光発電設備等を設置し代替エネルギーの確保に努めること。
5. 県内の学校給食に使用する農畜産物について、放射線量測定をきめ細かく行い、安全性が疑われる場合は使用を中止するよう市町村に働きかけること。
6. 小中学生向けの放射線副教材は、内部被ばく・低線量被ばくの影響を正しく理解できるように、また、福島原発事故の実相を伝えるものに改定すること。
7. 自家栽培の野菜や釣った魚などについて、ゲルマニウム半導体検出器による放射能検査を無料で行うこと。

8. 新潟県柏崎刈羽原発の過酷事故を想定した避難計画と訓練を行うこと。必要な量の安定ヨウ素剤を備蓄すること。
9. 農業被害等に対する賠償打ち切りを許さず、被害が続く限り事故によるすべての損害を賠償するよう東電と国に要求すること。

【県民の安全・安心】

1. 陸上自衛隊第12旅団等による、火器を携行しての基地外での行進訓練中止を国に要請すること。基地外での訓練を実施する場合、周辺住民に詳細を事前に知らせよう求めること。
2. 12旅団のヘリによる騒音等の被害を根絶し、被害を補償させること。
3. 自衛隊員募集の際、中学高校など新規学卒者のいる家庭への訪問や、学校、行政の情報を活用した募集をしないよう国に求めること。また、「適齢者」の住所、氏名、性別、生年月日（4情報）のリスト提供はしないよう市町村に働きかけること。
4. 日米安保条約を廃棄して、対等平等の日米友好条約を締結するよう国に働きかけること。

【地方自治・地域要求】

1. 情報漏えい等県民にメリットのないマイナンバー制度を廃止するよう国に求めること。マイナンバーを記入しなくても罰則も不利益もないことを関係機関や利用者に徹底すること。
2. 本来国や県が責任を持つべき事務を、県や市町村に押し付ける政策をやめるよう国に求めること。
3. 投票時間の繰り上げを行っている市町村に対し、安易な繰り上げをしないよう指導すること。
4. 若い世代の投票率を上げるため、主権者教育の適切な実施とともに、高校内への期日前投票所の設置や、駅・ショッピングセンター内など多様な場所に投票所を設置すること。
5. 高齢者に対する県有施設使用料の免除制度を復活すること。
6. 坂東工業団地の土壌・地下水汚染については、扇状地全体への影響を勘案し、土壌汚染対策法による知事の措置命令によって汚染土壌の完全撤去を早急に行うこと。
7. 前橋市のへい獣処理工場（群馬化成産業）の悪臭公害の根本的な解決を急ぐこと。そのために、企業が県・市に提出した改善方針の具体化を急ぐよう強く指導すること。
8. 住民自治を壊す道州制の導入に反対すること。